

原議保存期間	10年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第2号、乙生発第2号  
乙刑発第2号、乙交発第1号  
乙備発第1号、乙サ発第1号  
令和7年4月1日  
警察庁次長

警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の一部改正について(依命通達)

警察庁指定広域技能指導官については、「警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の一部改正について(依命通達)」(平成31年4月1日付け警察庁乙官発第2号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき、その活用を示達してきたところであるが、この度、警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の一部を見直し、別紙のとおり改正することとしたので、警察庁指定広域技能指導官制度の積極的な運用を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

## 警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱

### 1 要綱の目的

この要綱は、全国的に見て極めて卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的  
技能等」という。）を有する警察職員を警察庁指定広域技能指導官として警察庁長官  
（以下「長官」という。）が指定することにより、警察全体の財産として、都道府県  
警察の枠組みにとらわれない広域活用を図ることを目的とする。

### 2 警察庁指定広域技能指導官の指定等

- (1) 長官は、各局部長、各附属機関の長、各地方機関（警察支局を除く。）の長又は  
警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）の推薦に基  
づき、警察庁指定広域技能指導官を指定するものとする。
- (2) 指定の対象となり得る者は、原則として、現に「警察庁職員に係る技能指導官  
に関する訓令」（平成7年警察庁訓令第1号）及び「技能指導官に関する要綱の改  
正について（依命通達）」（令和3年3月24日付け警察庁乙官発第8号）により技  
能指導官として任命されている者のうち、極めて卓越した専門的スキル等を有し、  
他の警察職員の模範となる者とする。
- (3) (1)の指定は、警察庁次長を委員長とし、各局部長を委員とする審査委員会の審  
査を経て、長官が指定書を交付することによって行うものとする。
- (4) 長官は、警察庁指定広域技能指導官を指定したときは、当該指定に係る者の所  
属及び氏名、専門的スキル等の内容等を警察庁指定広域技能指導官名簿に登録し、  
その周知を図るものとする。
- (5) 長官は、警察庁指定広域技能指導官として指定を受けた者について必要がある  
と認めるときは、その指定を取り消すものとする。

### 3 警察庁指定広域技能指導官の活用等

- (1) 警察本部長等は、警察庁指定広域技能指導官による所属の警察職員への専門的  
スキル等の教養、警察活動上必要な助言その他の支援を求めることができる。
- (2) 警察庁は、研修会等を定期的で開催し、警察庁指定広域技能指導官の有する専  
門的スキル等の維持向上に努めるものとする。

#### 4 その他

- (1) 審査委員会の庶務その他この要綱の実施に関する事務の取りまとめは、警察庁長官官房人事課において処理する。
- (2) 2(3)の審査又は(4)の周知について、専門的技能等の性格上、これらの規定により難しい場合は、別に定めるところによる。
- (3) (2)のほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。